# 定　　款

株式会社アソインターナショナル

株式会社アソインターナショナル　定款

# 第１章　　総　　則

（商号）

第1条　当会社は、株式会社アソインターナショナルと称し、英文ではASO INTERNATIONAL, INC.と表示する。

（目的）

第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．歯科技工所の経営

２．歯科材料の輸入及び販売

３．歯科機材、歯科医療設備のリース及び販売

４．ソフトウェアの貸与及び販売

５．歯科関連人工知能の開発及び販売

６．前各号に付帯する一切の事業

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（公告方法）

第4条　当会社の公告方法は、電子公告とする。

２　やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

# 第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第5条　当会社の発行可能株式総数は、１６００万株とする。

（自己株式の取得）

第6条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第7条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第8条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第9条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第10条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 11 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

## 第３章　　株主総会

（招集）

第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度末日終了後３か月以内にこれを招集し、臨時株

主総会は必要あるときに随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は１名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

２　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

（議事録）

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第４章　　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第 18 条 当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第 19 条 当会社の取締役は、１０名以内とする。

（取締役の選任）

第 20 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 21 条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２ 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任する取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条 当会社は、取締役会の決議により取締役の中から代表取締役を選定する。

２ 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３ 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役社長１名を選定し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条 取締役会は代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があったときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

２ 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

３ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会議事録）

第 26 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名する。

（取締役の報酬等）

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 28 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２ 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第５章　　監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第 29 条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）

第 30 条 当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任）

第 31 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

（監査役の任期）

第 32 条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 33 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第 34 条 監査役会は各監査役が招集する。

２　監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

３　監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第 35 条 監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役の報酬等）

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 38 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２ 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第６章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第 39 条 当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２ 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第７章 計 算

（事業年度）

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月末日までの年１期とする。

（期末配当金）

第 44 条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）

第 45 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 46 条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

平成 27 年４月 27 日変更
令和元年７月１日変更
令和２年 10 月１日変更
令和３年４月１日変更
令和３年 10 月１日変更
令和４年７月 20 日変更
令和４年７月 25 日変更
令和４年９月 30 日変更
令和６年９月 27 日変更